

村井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人事評価制度についてであります。

地方公務員法の改正により、来年4月1日から能力と業績による人事評価の実施が義務付けられ、評価結果を任用、給与、その他人事管理の基礎として活用するものとされたことを受け、来年度から人事評価制度を本格実施することとしたものであります。

本市においては、これまで、人材育成の視点から、管理監督者を対象に人事評価を試行実施してきたところであります。

能力評価においては、職位に応じて求められる役割や行動基準に対して評価を行い、業績評価においては、組織目標に沿って、個々の職員が年度当初に設定した目標に対する達成度をふまえて評価を行ってまいりました。

成果としては、目標の設定時や評価結果を開示する際に、上司と職員が話し合うことで、両者のコミュニケーションが図られ、人材育成や組織力の向上につながっていると考えております。

評価の評点については、5段階とし、一次評価は課長が、二次評価は部長が行うこととしております。

また、評価結果の給与への反映についても十分検討する中で、努

力する職員や意欲ある職員が適正に評価され、組織全体の士気の高揚と公務能率の向上につながる制度となるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、教育現場におきましても、人材育成を基本とした制度として、実施してまいりたいと考えております。

以上

次に、保育行政についてであります。

保育料につきましては、国の示す基準を基本に、国の階層区分の8階層を19階層に細分化するなど、特に低所得世帯に配慮した基準額を設定しているところであります。

併せて、本市独自の減免制度などにより、保護者の負担軽減を図っているところであります。

また、市民の多様な保育ニーズに対応するため、これまでも待機児童ゼロの継続はもとより、保育所における延長保育や一時預かりを始め、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育などの充実に取り組んできたところであります。

こうした保育サービスを将来にわたって持続的に提供するためには、現行水準での保育料が必要であると考えております。

なお、多子軽減制度につきましては、国の制度において就学前児童のみを対象としておりますが、現在、国において、所得制限を設ける中で、第1子の年齢条件を廃止する案などが検討されているところであり、国の動向を注視してまいります。

次に、障がい児保育に係る保育士の加配についてであります。

国の「障がい児保育 推進事業」が、一般財源化された２００３年度（平成１５年度）以降は、本市独自の施策として、障がいのある児童を受け入れている私立保育所に対し、助成を行っているところであります。

引き続き、障がい児や発達に課題のある児童の状況や現場実態の把握に努めながら、本事業を推進してまいりたいと考えております。

以上

次に、医師・看護師の確保と養成についてであります。

まず、医師数につきましては、国の「２０１２年（平成２４年）医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、市内医療機関に従事する医師は、９５０人であります。

なお、昨年度、市内の医療機関は、医療法における基準の医師数は、充足されております。

医師確保につきましては、「広島県保健医療計画」に基づいて、県が設立した「広島県地域保健医療推進機構」が中心となり、医師の招へい活動や配置調整、勤務医の離職防止支援など、医師確保対策に総合的に取り組まれているところであり、市内の臨床研修病院の初期研修医も、年々、増加している状況であります。

医師育成奨学金制度については、すでに広島県において３種類の制度があり、このうち、一般募集奨学金は、毎年、応募者が定員に達していない状況から、本市の医学生が利用できる条件は整っており、本市において、新たな奨学金制度の創設は、考えておりません。

次に看護師確保についてであります。

現在、「福山市医師会 看護専門学校」等に対し、運営費の補助に加えて、講師の派遣など、総合的な支援を行っております。

また、「福山市医師会 看護専門学校」の増員に向けた施設整備計画については、現在、福山市医師会において検討されていると伺っております。

なお、市における看護師養成校の設置については、現時点においては、考えておりません。

看護師確保については、引き続き、広島県や医師会等と十分協議を行う中で、取り組んでまいります。

以上

次に、商工行政についてであります。

本通及び本通船町商店街において、いわゆる「地域商店街活性化法」に基づく商店街活性化事業計画を申請し、2014年（平成26年）10月に国の認定を受け、アーケード改修事業に取り組んでおられます。

これは、商店街が老朽化したアーケードの屋根の撤去や、電気設備等を設置する事業であり、本年12月中旬頃に完成する予定と伺っております。

また、道路整備事業につきましては、現在、舗装及び植栽工事に着手したところであり、来年夏頃までの完成を目指しております。

次に、商業拠点施設整備事業、空き店舗活用事業、集客拠点地域整備促進事業、周辺地域連携事業については、本通商店街連携事業については、本通商店街及び本通船町商店街が、若者、子育て、食育などをテーマにした、地域のコミュニティ機能の拠点整備等や、隣接する商店街と連携した集客イベントなどを計画されており、2019年度（平成31年度）までの計画期間中に、順次、実施されると伺っております。

次に、「商店リフォーム助成制度」および店舗賃借料助成制度の創設についてであります。

本市は、２０１０年度（平成２２年度）から商店街活力向上事業補助制度により、商店街の空き店舗に入店する際の店舗改造に伴う費用の一部を補助しております。

また、福山商工会議所では、本市の補助制度を活用して出店した事業者に対して、家賃の一部補助を行っており、空き店舗の利活用に向けて、一体となった取り組みを進めているところであります。

地産地消の取り組みとして２００３年度（平成１５年度）から中心市街地の６商店街において毎土市場まいどいちばが、毎週土曜日に開催されております。

また、本市と大学と地元商店街が連携し、２０１４年度（平成２６年度）に、学生の活動拠点となる「まちづくりラボ」を開設いたしました。

今年度は、福山市立大学の学生を中心に商店街で定期的にイベントを実施するハロウィンナイトなどの「スチューデント・デイ」の取り組みも行われております。

本市としては、引き続き商店街、大学及び福山商工会議所などと

連携しながら、商店街の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上

次に、遺跡の保存についてであります。

福山道路建設に伴い確認された地頭分溝渕^{じとうぶみぞぶち}遺跡につきましては、事業者である国土交通省が、公益財団法人広島県教育事業団に委託され、本年5月から来年3月末の予定で発掘調査が実施されております。

発掘調査において検出された遺構や遺物の詳細な記録保存が行われており、重要な遺跡が発見された場合、関係機関との協議により、現地保存が必要かどうか等の検討がなされるとお聞きしております。

なお、福山道路は、本市が備後地域の中核都市として、持続的に発展するため、さらには、災害時の緊急輸送路としても不可欠な都市基盤であり、引き続き、関係者の理解と協力を得る中で、国と連携して事業を推進してまいります。

以上

次に、水路転落事故防止についてであります。

まず、現在の進捗状況についてであります。

緊急箇所整備事業は、本市の重点事業として、市街化区域を中心に、約7,310ヘクタールを対象として対策を進めており、転落防止柵の設置や水路の蓋かけなどの整備を昨年度末までに、約107キロメートル実施しております。

本年度につきましては、11月末時点で、約4キロメートルの整備を実施しているところであり、計画どおりに整備が進んでおります。

次に、緊急箇所整備事業の区域外の事故件数につきましては、10月末時点で、死亡事故は無く、負傷事故が15件であります。

区域外の転落防止対策につきましても、状況に応じた対応を行ってまいりたいと考えております。

以上

教育行政について、お答えいたします。

はじめに、生徒指導規程についてであります。

生徒指導規程は、児童生徒全員が安全な学校生活を送るとともに、児童生徒一人一人の規範意識や自律心を高めるために、各中学校区で基準を揃えながら、各学校が作成しております。

また、児童生徒・保護者との共通理解を図るため、入学説明会・PTA総会・学校便り等により、周知に努めているところです。

内容の見直しにつきましては、学校の実態や子どもを取り巻く社会環境を踏まえて行うよう、各学校に通知しております。

次に、警察対応についてであります。

子どもたちへの指導につきましては、学校や家庭・地域が日頃から十分連携し、異変や問題行動等に対して、いち早く気付き、子どもたちに寄り添うことが必要です。

しかしながら、こうした取組だけでは、なお解決が困難な事案もあり、場合によっては、警察等、関係機関の支援を受けながら取り組む必要があると考えております。

引き続き、家庭や地域、関係機関と連携して指導を行い、情報を共有する中で、問題解決を図ってまいります。

次に、中学校完全給食の実施についてであります。

中学校給食の実施については、基本方針において、モデル校による試行的な実施や、他都市の事例等も参考にすることで、研究することとしております。

現在、実施方式も含め、検討しているところであります。

以上